

# 野外焼却(野焼き)について

## 「野外焼却(野焼き)」とは

法律で認められた焼却設備を使用しないで廃棄物(ごみ)を焼却することをいいます。

例えば、ドラム缶や一斗缶での焼却、ブロックや鉄板等で囲っただけ、地面で直接または穴を掘っただけ、構造基準を満たさない焼却炉での焼却などの行為が野外焼却にあたります。



このような**野外焼却は法律により禁止**されています。



**野外焼却を行うと、「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの併科」がさせられます。**

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

家庭で出たごみは少量でも焼却せずに、定められた日にごみ集積所に出してください。

ただし、野外焼却(野焼き)にも例外として認められるものがあります

- 1 国または地方公共団体が、施設の管理を行うために必要な場合  
→ 河川管理者が行う伐採した草木の焼却 など
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害等その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な場合  
→ 凍霜害防止のためのわらの焼却 など(廃油、廃タイヤの焼却は認められない)
- 3 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な場合  
→ 「どんど焼き」、「三九郎」など地域の行事における焼却 など
- 4 農業、林業または漁業を営むためにやむをえないものとして行われる場合  
→ 田畑でのあぜ草やわらの焼却 など(マルチ、温室シート等プラスチック製品は認められない)
- 5 たき火やその他の日常生活をいとなむ上で、通常行われる焼却であって軽微なもの  
→ 落ち葉や枝打ちをした枝のたき火、キャンプファイアー など



・やむを得ず例外による野外焼却を行う際は、近隣住民の迷惑にならないよう風向きや時間帯を考慮のうえ、草木等をよく乾かし、なるべく煙が出ないように少量ずつ焼却をするなどの配慮をお願いします。

・火の粉の飛散による火災の発生にも十分注意してください。

例外となっている焼却でも、大量の煙やにおいが出ている場合は苦情の原因になることがあります。近隣住民より苦情が出た際は速やかに止めるようお願いします。